

○社会福祉法人等による県営住宅の使用等に関する要綱

平成14年4月1日施行

最新改正 令和3年12月28日決裁（令和4年4月1日施行）

社会福祉法人等による県営住宅の使用等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第40条第1項の規定に基づき、県営住宅を社会福祉法人等に使用させることについて、条例及び和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉事業等 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号。以下「45条省令」という。）第1条各号に掲げる事業をいう。
- (2) 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び45条省令第2条各号に掲げる者をいう。
- (3) 利用者 県営住宅を使用して運営する社会福祉事業等による利用者をいう。
- (4) 一般入居者等 条例第8条から第14条まで又は第47条において準用する第8条から第14条までの規定により県営住宅に入居している入居者及び同居者をいう。
- (5) 共益費 規則第17条の2各号に掲げる費用をいう。

（社会福祉事業等に活用する県営住宅）

第3条 社会福祉事業等に活用する県営住宅は、次条の規定による提示の申出があった時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、規則第1条の5に規定するもの及び一般入居者等の募集を停止しているものを除く。

- (1) 規則第1条の4に規定するもの
- (2) 入居率（現に県営住宅に入居している戸数をその県営住宅を管理している戸数で除して得た率をいう。）が県営住宅全体の入居率の平均を下回っているもの

2 社会福祉事業等に供する県営住宅に対して、知事は、特別な改修工事は行わないものとする。

(使用可能な空家の提示)

第4条 社会福祉法人等は、規則第26条第1項の規定により申請を行おうとするときは、事前に県営住宅提示申出書（別記第1号様式）により、社会福祉事業等に使用することができる県営住宅を提示するよう知事に申し出るものとする。

2 知事は、前項の規定による申出を行った社会福祉法人等に対し、書面により回答するものとする。

(入居者団体の同意)

第5条 知事は、前条第2項の規定による社会福祉事業等に使用することができる県営住宅がある旨の回答をした場合にあっては、当該回答に係る申出を行った社会福祉法人等がその使用することができる県営住宅において社会福祉事業等を行うことについて、当該県営住宅の入居者団体（条例第20条の2第1項に規定する入居者団体をいう。以下同じ。）の同意を得るよう指導するものとする。

(承認の通知)

第6条 規則第26条第3項に規定する書面は、社会福祉事業等使用承認書（別記第2号様式）とする。

(使用許可の条件)

第7条 条例第40条第2項の規定により、同条第1項の規定による県営住宅の使用の許可（以下「使用許可」という。）に際して付す条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可の期間は、当該使用許可を受けた日が属する月の翌月1日から当該月が属する年度の3月31日までとすること。ただし、使用許可を受けた日が属する月が2月又は3月であるときは、同日が属する年度の翌年度の3月31日までとすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、使用許可の期間が満了する1か月前までに規則第26条第1項に規定する申込みを行ったときは、当該申込みを行った日が属する年度の翌年度の3月31日まで当該期間を延長することができるものであること。
- (3) 使用許可において指定された社会福祉事業等以外の用途に供さないこと。
- (4) 知事が定めた使用料を納付すること。
- (5) 社会福祉法人等が利用者から徴収する家賃に相当する額の合計額は、前号の使用料を超えてはならないこと。
- (6) 使用許可に係る県営住宅（以下「使用許可住宅」という。）において共益費を管理

する者にその者が定める額の共益費を支払うこと。

(7) 前号の規定にかかわらず、条例第20条の2の規定により知事が共益費を徴収している県営住宅にあつては、使用料に合わせて県に共益費を納付すること。

(8) 社会福祉法人等は、利用者と一般入居者等との関係が良好に維持されるよう必要な注意を払い、及び指導を行い、利用者と一般入居者等の間で争いがあつたときは、これを処理すること。

(9) 使用の申込みの内容に変更が生じた場合は、知事に届け出なければならないこと。

(10) 使用許可の期間の満了する日の1か月までに使用許可住宅の使用状況を知事に報告しなければならないこと。

(11) 次に掲げるいずれかに該当した場合は、使用許可を取り消すこと。

ア 条例第40条の2各号の規定のいずれかに該当したとき。

イ 不正の行為により使用許可を受けたことが明らかになったとき。

ウ 使用料を3か月以上滞納したとき。

エ 県営住宅又はその共同施設を故意にき損したとき。

(12) 前各号に定めるほか、県営住宅の使用に当たっては、条例第41条の2の規定により準用される条例第17条第2項から第4項まで、第20条第1項第1号、第2号、第21条から第24条まで、第26条及び第38条の規定を守らなければならないこと。

(使用料)

第8条 条例第41条の知事が定める使用料の額は、利用者の収入状況その他の状況を勘案して決定するものとする。

(届出及び報告)

第9条 第7条第8号に規定する届出は、県営住宅使用内容変更届出書（別記第3号様式）によるものとする。

2 第7条第9号に規定する報告は、県営住宅使用状況報告書（別記第4号様式）によるものとする。

(使用許可に係る駐車場の利用)

第10条 使用許可を受けた社会福祉法人等は、次の各号に掲げる使用許可住宅について、当該各号に定める駐車場の区画数の使用者の決定を受けることができる。

(1) 使用許可住宅1戸につき当該使用許可住宅が属する県営住宅の駐車場の区画数が1

以上であるもの 使用許可に係る住戸数

(2) 使用許可住宅1戸につき当該使用許可住宅が属する県営住宅の駐車場の区画数が1未満であるもの 1

2 前項の規定にかかわらず、使用許可を受けた社会福祉法人等は、入居者団体の同意を得たときは、同項各号に規定する区画数を超えて使用者としての決定を受けることができる。

3 前2項に定めるもののほか使用許可を受けた社会福祉法人等の駐車場の使用については、条例第49条から第53条までの規定の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

県営住宅提示申出書

番 年 月 日 号

和歌山県知事 様

主たる事務所
の所在地
名 称
代表者氏名 印
電 話 番 号

下記により事業を実施したいので、使用可能な県営住宅を提示していただきたく、申し出ます。

記

| | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|---|----|-----------|---|
| 希望の県営住宅名 | | 第一希望 県営住宅 | 団地 | 使用を希望する戸数 | 戸 |
| | | 第二希望 県営住宅 | 団地 | | |
| 使用の目的 | 45条省令に定める事業種別 | 第1号 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業 第2号 認知症対応型老人共同生活援助事業 第3号 障害者への共同生活援助を行う事業 第4号 ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業 第5号 生活困窮者一時生活支援事業 | | | |
| | 事業の概要 | | | | |
| 事業者の種別 | | | | | |
| 使用希望期間 | | | | | |
| 県 営 住 宅 を 利 用 （ 入 居 ） 予 定 者 の 状 況 | | | | | |
| 1戸当たり利用人数 | 人 | 障害の程度 | | | |
| 指導員等の援助の形態 | | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

- 備考（注）
- 「45条省令に定める事業種別」の欄は、該当する事業の号を○で囲むこと。
 - 「事業者の種別」の欄には、社会福祉法人又は45条省令第2条各号に掲げる者の種別を記載すること。
 - 「障害の程度」の欄には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級、障害基礎年金の級別等を記載すること。
 - 「指導員等の援助の形態」の欄は、同居・通いの別等を記載すること。
 - 「特記事項」の欄には、車椅子使用のため1階部分が必要な場合等特に希望することを記載すること。

別記第2号様式（第6条関係）

社会福祉事業等使用承認書

和歌山県指令 第 号

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

年 月 日付けで申込みのあった県営住宅の使用の許可について、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第40条第2項の規定により下記の条件を付して、同条第1項の規定により許可します。

年 月 日

和歌山県知事

印

記

- 1 使用を許可する県営住宅（以下「使用許可住宅」という。）
 - (1) 使用許可住宅の所在地
 - (2) 使用許可住宅の名称 県営住宅 団地
 - (3) 住宅番号 号棟 階 号室
- 2 許可の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。この場合において、許可の期間を延長しようとするときは、同日の1か月前までに社会福祉事業等県営住宅使用承認申請書を提出しなければならない。
- 3 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害者への共同生活援助を行う事業、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業、生活困窮者一時生活支援事業）以外の用途に供してはならない。
- 4 使用料は、月額 円とする。
- 5 利用者から徴収する家賃相当額の合計額は、前号の使用料の額を超えてはならない。
- 6 共益費は、使用許可住宅の共益費を管理する者に直接支払わなければならない。（月額 円であるので、使用料と合わせて県に納付しなければならない。）
- 7 利用者と一般入居者等との関係が良好に維持されるよう必要な注意を払い、及び指導を行い、利用者と一般入居者等の中で争いがあったときは、これを処理しなければならない。
- 8 申込みの内容に変更が生じた場合は、県営住宅使用状況変更届出書により届け出なければならない。
- 9 許可の期間の満了する日の1か月前までに県営住宅使用状況報告書により使用許可住宅の使用状況を報告しなければならない。
- 10 次に掲げるいずれかに該当した場合は、この許可を取り消すことがある。
 - (1) この条件に違反したとき。
 - (2) 不正の行為によりこの許可を受けたことが明らかとなったとき。
 - (3) 使用料を3か月以上滞納したとき。
 - (4) 使用許可住宅又はその共同施設を故意にき損したとき。
 - (5) 使用許可住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。
- 11 前各項に定めるほか次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げるとおりである。

- (1) 使用料（共益費を知事が徴収している場合は共益費を含む。以下同じ。）の納付期日
毎月末日
- (2) 使用期間が1か月に満たない場合の使用料の計算 日割り計算
- (3) 第10号の規定によらない明渡しがあった場合の明渡日 知事が認定した日
- (4) 費用の負担 次に掲げる費用は、社会福祉法人等の負担である。
 - ア 県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他附帯施設の修繕を除き、その修繕に要する費用
 - イ 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（これらの計量器の貸付料等を含む。）
- (5) 保管義務 社会福祉法人等は、使用許可住宅又はその共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。この場合において、社会福祉法人等又は利用者の責めに帰すべき事由により使用許可住宅又はその共同施設が滅失し、又は毀損したときは、社会福祉法人等は、これらを原形に復し、又はその費用を賠償しなければならない。
- (6) 迷惑行為の禁止 社会福祉法人等及び利用者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (7) 一時不在の届出 社会福祉法人等は、引き続き15日以上使用許可住宅の一部又は全部を使用しないときは、規則で定めるところにより、その使用しない理由その他必要な事項を知事に届け出なければならない。
- (8) 転貸等の禁止 使用許可住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。
- (9) 模様替及び増改築の禁止 使用許可住宅を模様替えし、又は増改築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、規則で定めるところにより、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- (10) 明渡し 使用許可住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに知事に届け出て、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 3、4及び6については、不要の文字を抹消すること。

別記第3号様式（第11条関係）

県営住宅使用内容変更届出書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所
の所在地
名称
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で使用許可を受けた県
営住宅の利用者等に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 変更のあった利用者等

(1) 利用者

| ふりがな 氏名 | 生年月日 | 変更の内容 | 変更のあった 年月日 | 障害の程度 |
|------------|------|-------|---------------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 指導員等

| ふりがな 氏名 | 生年月日 | 変更の内容及び 変更年月日 | 現住所 電話番号 | 援助 形態 |
|------------|------|------------------|-------------|----------|
| | | | | |
| | | | | |

別記第4号様式（第9条関係）

県営住宅使用状況報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所
の所在地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号 印

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で使用許可を受けた県営住宅の利用者等に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | | | | |
|-------------------|------------|---------------|---------------|------|--------------|---------------|
| 県営住宅の名称 及び住宅番号 | 団地 号棟 階 号室 | | | | | |
| 事業の内容 | | | | | | |
| 使用許可期間 | | | | | | |
| 使用料の額 | 月額 円 | | | | | |
| 利用者の 状況 | 氏 名 | 利用開始 年 月 日 | 利用終了 年 月 日 | 収入月額 | 費用徴収 徴収月額 | 左のうち 家賃相当額 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

- 備考
- 複数の住宅の使用許可を受けている場合には、適宜修正して住宅番号全てを列記すること。
 - 利用者の記載欄に収まらない場合は、別紙に記載すること。
 - 団地自治会活動への参加等特に報告すべき事項があれば、特記事項欄に記載すること。（別紙可）